

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第4号

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部長又は課長に相当する職)</p> <p>第11条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、事務局次長、<u>参事</u>、課長（広域送水管理センターの課長及び香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第9号）による改正前の香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）第3条に規定する府中事務所の課長を除く。）及び所長の職とする。</p>	<p>(部長又は課長に相当する職)</p> <p>第11条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、事務局次長、課長（広域送水管理センターの課長及び香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第9号）による改正前の香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）第3条に規定する府中事務所の課長を除く。）及び所長の職とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。